

議案第 36 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 1 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第 11 条の 3 第 1 項第 2 号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年板橋区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

付則第 11 項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年板橋区条例第号）の施行の日以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係

（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第12項中「職員が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年板橋区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

（提案理由）

東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、扶養手当の対象となる扶養親族に係る規定等を改める必要がある。